

青森地裁昭和五八年(行ウ)第九号、六一・二・二五判決

判 決

原 告 紅屋商事株式会社

被 告 青森県地方労働委員会

被告補助参加人 紅屋労働組合

(主文)

- 一 被告が昭和五四年(不)第五号不当労働行為救済申立事件について昭和五八年八月一八日付でした命令中、主文第一項の役職手当部分を取消す。
- 二 被告が昭和五五年(不)第八号および同年(不)第九号不当労働行為救済申立事件について昭和五八年八月一八日付でした命令中、主文第一項の X1、X2、X3 の職務職能給で四万八二〇〇円を超える部分、X1 を除くその余の者の職責手当部分および主文第二項の X1、X2 の職務職能給で四万八二〇〇円を超える部分、X1 を除くその余の者の職責手当部分を取消す。
- 三 原告のその余の請求を棄却する。
- 四 訴訟費用はこれを一〇分し、その九を原告の、その余を被告の各負担とする。

(事実)

第一 当事者の申立

一 原告

青地労委昭和五四年(不)第五号事件について被告が昭和五八年八月一八日付でした命令および青地労委昭和五五年(不)第八号および(不)第九号事件について被告が昭和五八年八月一八日付でした命令は、これをいずれも取消す。

訴訟費用は被告の負担とする。

二 被告

原告の請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

第二 請求原因

一 参加人は被告に対し、原告を被申立人として不当労働行為救済の申立をしたところ、被告は昭和五八年八月一八日付で次の各命令を発し、これが昭和五八年九月九日原告に交付された。

1 昭和五四年(不)第五号の命令(以下「本件一の命令」という)

(一) 被申立人は、昭和五三年度賃金改定について、昭和五三年四月一日にさかのぼり、申立人の組合員の賃金を次のとおりとする格付を行わなければならない。

氏 名	基本給(円)	役職手当(円)
X1	一〇九、〇〇〇	二、〇〇〇
X2	一〇九、〇〇〇	二、〇〇〇
X3	一〇九、〇〇〇	二、〇〇〇
X4	八七、〇〇〇	二、〇〇〇
X5	八六、一〇〇	
X6	八六、一〇〇	

X7 八五、五〇〇
 X8 八五、五〇〇
 X9 八五、五〇〇
 X10 八五、五〇〇
 X11 一〇〇、〇〇〇
 X12 一〇〇、〇〇〇

(二) 被申立人は、申立人の組合員に対し、前項の格付に基づき支給されるべき賃金及び諸手当の額とこれに対応する既に支給された賃金及び諸手当の額との差額を支払わなければならない。

(三) 被申立人は、前項の差額に対し、昭和五三年四月以降の各支払期日から完済に至るまでの間、年五分の割合による金員を支払わなければならない。

2 昭和五五年(不)第八号、(不)第九号の命令(以下「本件二の命令」という)

(一) 被申立人は、昭和五四年度賃金改定について、昭和五四年六月一日にさかのぼり、申立人の組合員の賃金を次のとおりとする格付を行わなければならない。

氏名	基 本 給 (円)			職責手当(円)
	年 令 給	職務職能給	計	
X1	五九、〇〇〇	五七、〇〇〇	一一六、〇〇〇	五、〇〇〇
X2	五九、〇〇〇	五七、〇〇〇	一一六、〇〇〇	五、〇〇〇
X3	六〇、〇〇〇	五七、〇〇〇	一一七、〇〇〇	四、〇〇〇
X4	五八、五〇〇	四二、〇〇〇	一〇〇、五〇〇	四、〇〇〇
X7	五九、〇〇〇	四二、〇〇〇	一〇一、〇〇〇	三、〇〇〇
X5	五八、〇〇〇	四二、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇
X6	五八、〇〇〇	四二、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇
X10	五七、〇〇〇	四二、〇〇〇	九九、〇〇〇	三、〇〇〇
X8	五七、五〇〇	四二、〇〇〇	九九、五〇〇	三、〇〇〇
X11	一〇五、〇〇〇			

(二) 被申立人は、昭和五五年度賃金改定について、昭和五五年六月一日にさかのぼり、申立人の組合員の賃金を次のとおりとする格付を行わなければならない。

氏名	基 本 給 (円)			職責手当(円)
	年 令 給	職務職能給	計	
X1	六一、五〇〇	六三、〇〇〇	一二四、五〇〇	七、〇〇〇
X2	六一、〇〇〇	六三、〇〇〇	一二四、〇〇〇	七、〇〇〇
X4	六〇、五〇〇	四八、〇〇〇	一〇八、五〇〇	五、〇〇〇
X5	六〇、五〇〇	四八、〇〇〇	一〇八、五〇〇	五、〇〇〇
X6	六〇、五〇〇	四八、〇〇〇	一〇八、五〇〇	五、〇〇〇

X10	五九、五〇〇	四八、〇〇〇	一〇七、五〇〇	五、〇〇〇
X11	一一〇、〇〇〇			

(三) 被申立人は、申立人の組合員に対し、前(二)項の格付に基づき支給されるべき賃金及び諸手当の額とこれに対応する既に支給された賃金及び諸手当の額との差額を支払わなければならない。

(四) 被申立人は、前項の差額に対し、(一)項の格付に係るものにあつては昭和五四年六月以降の各支払期日から完済に至るまでの間、(二)項の格付に係るものにあつては昭和五五年六月以降の各支払期日から完済に至るまでの間、年五分の割合による金員を支払わねばならない。

二 しかし、本件命令は違法であるから、その取消を求める。

第三 請求原因に対する被告の認否

請求原因一の事実は認める。

第四 本件命令の適法性についての被告の主張

被告が認定した事実および判断は、本件一の命令については別紙昭和五四年(不)第五号命令書写、本件二の命令については昭和五五年(不)第八号、第九号命令書写の各理由「第1 認定した事実」、「第2 判断および法律上の根拠」記載のとおりである。被告によるこれらの事実認定および判断には何らの瑕疵もないから、本件各命令は適法である。

第五 被告の主張(各命令書記載の認定事実、判断)に対する原告の認否

一 本件一の命令について

「認定した事実」のうち、1の(1)(2)は認める。ただし、(2)のうちの結成時の組合員数は不知である。同3の(1)(2)は認める。同4のうち、(1)および(2)は認める。同4の(3)の別表2の氏名10欄の役職手当は否認し(この者に役職手当は支給していない)、その余は認めるが、抽出方法の妥当性を争う。同5の救済申立の日が昭和五四年七月一七日であることは認める。

「判断及び法律上の根拠」記載の事実のうち、1の(2)は認めるが、その余は争う。

二 本件二の命令について

「認定した事実」のうち、1の(1)(2)は認める。ただし(2)のうちの結成時の組合員数は不知である。3の(1)ないし(4)は認める。4の(1)は認める。4の(2)の各人の職務職能給の金額は認める。4の(3)の別表4のうち、氏名欄71は青森店長であつて臨時に弘前店を応援していたのだから同表に記載すべきでない。氏名23の年令給は五万九五〇〇円、職務職能給は七万二六〇〇円である。氏名30の職責手当は五〇〇〇円であり、この者は管理職たる人事係長だから同表に記載すべきでない。氏名Vと10の職責手当は三〇〇〇円である。氏名Wには職責手当は支給されていない。この別表4記載の者を抽出したことにつきその妥当性を争う。5の(1)と(2)は認める。5の(3)の別表6のうち、氏名欄71は前同様にこの表に記載すべきでない。氏名Iおよび72の職責手当は八〇〇〇円である。氏名30につき、職務職能給は七万五四〇〇円、年令給及び職務職能給の計は一三万七四〇〇円、職責手

当は七〇〇〇円である。この者は人事係長より降格されたため等級 MG でなく主任である。氏名 28 に職責手当は支給されていない。氏名 K の年令給は六万〇五〇〇円、年令給及び職務職能給の計は一〇万五五〇〇円である。別表 6 の抽出方法の合理性を争う。非組合員全員を比較の対象とすべきである。同 6 については不当労働行為であることを否認する。

「判断及び法律上の根拠」記載の事実のうち、1 の(2)は認めるが、その余は争う。

第六 原告の主張

一 本件各救済申立は除斥期間経過後の申立である。

(一) 本件一の命令が発せられる原因となった救済申立は昭和五四年七月一七日になされた。これは昭和五三年度賃金改定による賃金に関する救済申立なのであるが、この賃金改定は、昭和五三年四月昇給昇格査定、同年六月昇給率公表、同年七月八日賃上げ協定締結という順序を経て原告は同年七月一五日に四月分に遡及して四月から六月までの差額を支給した。昭和五三年四月の給料支給日は同月二八日、同年七月の支給日は同月二七日であるが、四月に昇給査定を終わって同月二八日に支給すべき昇給差額を七月一五日に支給したから、労働組合法二七条二項の「行為の日」は昭和五三年四月二八日である。そうでなくとも、同年七月一五日である。従って昭和五四年七月一七日になした救済申立は除斥期間一年が経過した後の申立である。

(二) 本件二の命令が発せられる原因となった救済申立は、昭和五四年度賃金改定における格差是正については昭和五五年七月二二日、昭和五五年度賃金改定における格差是正については昭和五五年一〇月二日になされた。このうち、昭和五四年度賃金改定は、昭和五四年四月昇給昇格査定、同年六月昇給率公表、同年七月一四日賃上げ協定締結、同月二六日差額賃金(四月ないし六月分)支給という経過で行われたから、除斥期間起算日は同年四月二八日であり、この年度分の格差是正を求める救済申立は除斥期間経過後の申立である。

二 本件一の命令について

(一) B 賃金体系における基本給は、職務の種類および仕事の成果によって決定されるものであって、勤続年数のみによって決まるものではない。

X1(以下「X1」という)は昭和五三年六月一日から昭和五六年二月一五日まで食料品部青果課に属し、青果の商品作業と陳列作業に従事する。

X2 は、昭和五三年一〇月二七日まで転勤拒否を目的とした指名ストをし、同年一〇月二八日から出勤したので、商品管理課に配属となり、到着商品検収係となった。

X3(以下「X3」という)は、食品部精肉課において商品化した内の包製および陳列の作業に従事していたが、昭和五四年一二月二三日依願退職した。

X4 は、昭和五三年六月一日より昭和五六年一月二〇日まで食品部チェッカー課のレジ係であり、その後は家庭雑貨部の玩具課販売員となった。

X5 は、昭和五三年六月一日より昭和五五年一二月三十一日まで食品部チェッカー課のレジ係をしていたが、その後昭和五六年二月一五日まで家庭雑貨部文

具課販売員兼レジ係をした後同部玩具課の販売員となった。

X6 は、昭和五三年六月一日より昭和五六年一月一七日まで食品部チェッカー課レジ係をした後、衣料品部靴下課の販売員兼レジ係となった。

X7 は、食品部菓子課補充陳列係であるが、昭和五五年一月一五日依願退職した。

X8 は、衣料品事業部の全店レジ係であって衣料品部の欠員の出た勘定場に配置されていたが、昭和五四年六月一日に衣料品部靴下課の販売員兼レジ係となり、昭和五五年一月一五日依願退職した。

X9 は、食品部チェッカー課レジ係であり、昭和五四年四月一五日依願退職した。

X10 は、家庭雑貨部の玩具課販売員であったが、昭和五三年七月二八日から同年十一月七日まで産休し、その後、食品部チェッカー課のレジ係となった。

X11(以下「X11」という)は、雑役夫として入社し、商品管理課に属し、入荷商品の受領、仕入伝票と現物の照合に従事していたが、昭和五五年八月二〇日定年退職した。

X12(以下「X12」という)は、雑役夫として入社し、X11 と同様の業務に従事していたが、昭和五四年一月九日定年退職した。

本件命令一の「別表 2」は、B 賃金体系(職務給)非組合員のうち勤続三年以上の男子、勤続四年以上の女子の賃金一覧表であるが、D 男、6 男、11 女、12 女は主任、10 女は主任心得、15 女、K 女、J 女、O 女はいずれも優れた社員で後に主任や係長に昇進した者達である。

職務内容、仕事の成績によって基本給の金額に差があるから、組合員と同じ勤続年数の非組合員を機械的に選び出して基本給を比較するのは間違っている。しかも、右のように比較の対象とされた非組合員の中には成績の優れた者が多いのに組合員の方は以下に述べるように勤務態度や仕事の成績が悪かったり出勤状態もよくないのである。

(1) X1

昭和四九年八月一日から昭和五三年五月末日までの間、商品(食料品)の無断飲食横領、当直当番放棄により譴責処分二回、遅刻、業務放棄により警告処分二回を受けたほか、店内備品を破損し、また売上高の六倍もの商品仕入により不良在庫を生ぜしめる等して会社に損害を生ぜしめ、紳士服キャンペーンセールの際に販売数皆無のため注告を受けたこともあった。その後、昭和五六年一月まで食品部青果課に所属し、野菜の商品化(トリミング、フィルムパック)店出し陳列作業に従事したが、技術が粗雑で商品の見栄が悪く、他の従業員が作業のやり直しをすることもしばしばあった。

(2) X2

昭和四九年八月一日から昭和五三年五月末日までの間、商品(食料品)の無断飲食横領により譴責処分、業務放棄により警告処分を受けたほか、商品の売価を間違えたり無断外出し就業中の私用電話が多かった。昭和五三年一〇月二八日商品管理課に配属されて商品検収業務を担当したが、仕

事不正確のため昭和五四年二月一六日宣伝企画課に配転となって売場の広告を作成したものの文字書きが不得手で同年九月二六日に食料品部日配課の陳列作業員となった。

(3) X3

昭和五〇年一月から昭和五三年四月二〇日までの間、食品部青果課、商品管理課、精肉課と順次配属替になり、昭和五三年四月二一日から昭和五四年三月末日まで長期病欠した。

昭和五〇年中は、粗雑な商品仕入による損害発生、出勤時刻不定、朝礼に肌着姿で参加、検収作業の間違いなどを行い、会社に対し極端に反抗的だった。

昭和五三年一月から三月一八日までの間、新春朝礼会に故意に遅れて警告処分を受け、紳士服キャンペーンにおいて売上数皆無で注告を受け、また朝礼攪乱により上司から叱責を受けるやその上司を暴行罪で告訴し逆に誣告罪で告訴された。

(4) X4、X5、X6、X7、X8、X9、X10

就業規則により労働時間が午前九時三〇分から午後六時三〇分迄となっているから、遅くとも午前九時二五分には出勤して制服に更衣し、また退社は午後六時三三分以後となるのが通例であり、非組合員はそのようにしている。

右の組合員女子はタイムカードに出勤午前九時三〇分、退社午後六時三〇分と打刻されること多く、結局、出勤状況が他の女子従業員に比し悪いということになる。また、右の組合員女子は、売上高の成績も他の非組合員女子に比し劣っている。

(5) X11、X12

検収業務が不正確であり、作業能率が悪い。

(二) X1、X2、X3、X4 の四名に役職手当の支給を命じた点は、被告に与えられた裁量の限界を逸脱し、原告会社の人事権に介入するものである。

役職手当は、役職即ち管理職又はその直接的補助を行う職に就いた者に支給される手当である。これら役職者は一定数の部下を指導監督して業務を実行する責任を負わされているから、経営者との間に強い信頼関係を必要とする。かかる役職者の人選は経営者固有の人事権に属するものである。被告が救済命令をもって機械的に昇格を命じるのは使用者の人事権に対する介入となる。

また、被告の救済命令が、役職に任命せず役職手当のみ支給せよ、という趣旨ならば、形式的には原告会社の就業規則と賃金規定を否定するものであり、実質的には原告の任命した役職者の意欲、会社に対する忠誠心を失わせ、役職者自身の権威を喪失させ、企業の存立、維持を不能ならしめることとなる。

このような内容の救済命令は被告の裁量権を逸脱している。

三 本件二の命令について

(一) 職務職能給は、勤続年数には関係なく、職務の種類と仕事の成果によりその金額が決まる性質のものである。X1、X2、X3、X4、X7、X5、X6、X10、X8、X11

らは、比較の対象となった非組合員とは別の職種に属し、前述のように仕事の成績や勤務態度が悪いのであるから、職務職能給が低額となるのは当然である。それなのに被告は、年令の近い者を勤続年数により機械的に抽出して外形的に対象比較し、「組合の主張は説得力がある」と理由付けまでしてその賃金の格差是正を命じている。このような救済命令は偏向審査による裁量権の濫用であり、違法である。

- (二) 職責手当は、管理職に属する者又は特殊職務に対して支給される手当であり、誰でもが受給できるものではない。本件一の命令における役職手当について原告が主張したことは職責手当にもあてはまる。

本件二の命令において職責手当の支給を命じた点は被告の裁量権を逸脱した違法な行為である。

第七 被告および参加人の反論

一 除斥期間について

(一) 本件一の命令

昭和五三年七月八日に原告と参加人の間で賃金改定の協定書に調印がかわされたが、これによって組合員各自の改定賃金額が具体的数値をもって定められたものでなく、また計算上定めうるものでない。同年四月ないし六月分の差額と七月分の賃金につき支給された七月二八日が行為の日である。七月八日に改定賃金額が定められたとしても、補助参加人が組合員と非組合員の賃金差別を知り得たのは右差額等が支給された同月二八日以降であり、労働組合法二七条二項の行為の日とは、この差別のことを知り又は知り得た日を指すから、昭和五七年七月一七日の救済申立は期間内の申立であって適法である。

(二) 本件二の命令

昭和五四年七月一五日に賃上協定書に調印がなされ、同年七月二八日に七月分の賃金として改定後の賃金が支給され、同月又はその後に既往分の差額が支給されたのだから、前記同様の理由により、昭和五五年七月二二日の救済申立は適法である。

- 二 本件一の命令、本件二の命令で救済の対象となった者について非組合員に比し勤務態度、仕事の成績および出勤状況が劣るとして原告が主張する事実はすべて否認する。

原告が、X1、X2 について主張する商品(食料品)無断飲食横領についての譴責処分というのは、当直手当の支給を受けていなかった男子当直従業員がインスタントラーメンを無断で食べたということで男子従業員のほとんど全員に対しなされた処分であり、右両名だけが処分をうけたのではない。

原告は、X1、X2 ほか七名の組合員に対し、昭和五〇年一月二二日午後三時頃に右九名が弘前店六階に集合し組合活動の会合を開いたとの理由で、同月二三日付で警告書を発したことがあるが、かかる事実はない。右九名が同月二二日の午後二時から二時三〇分までの昼食休憩時間に、弘前店内で食堂を営んでいる Y1 某に対し、同人が参加人組合員に組合脱退と第二組合加入を働きかけたことについて抗議したことがあるにすぎない。原告は、第二組合の結成、拡大を図って参加人組合に

対する支配介入をくり返しており、これを監視したり抗議するとすぐに警告書を乱発したのであり、前記警告書もその一例である。

紳士服キャンペーンセールとは、外商と称しているところの日常業務外の販売業務であって問題が多く、販売努力してもなかなか効果のあがらないものである。

昭和五三年一月二日の朝礼会は、変更された時間が徹底しなかったため多数の従業員が遅刻した。これについて原告は参加人組合に属する組合員だけを処分したのである。

第八 証拠

記録中の書証目録、証人等目録記載のとおりであるから、これを引用する。

(理由)

第一 除斥期間

賃金改定において、原告による不当労働行為にあたる差別の行為が四月の昇給査定に際して行われたか、また七月の賃上協定締結に基づく増加金額決定に際して行われたかのいずれにせよ、決定された賃金額が労働者に支払われることによって始めてその差別的意図が具体化し実現するのであるから、査定又は賃上額決定とこれに基づく賃金支払とを全体として一個の不当労働行為とみるべきである。そうすると、この査定又は決定に基づく賃金が毎月支払われている限り不当労働行為は継続することになるから、その賃金支払の最後のもの、即ち次期昇給査定又は賃上額決定に基づく賃金支払の前月の賃金支払から一年以内であれば救済申立は適法ということができる。

そこで、昭和五三年度分の賃金について原告主張のように昭和五三年四月の昇給査定の際に差別金額が生じたとしても、これに基づく賃金支払は次期査定に基づく賃金支払の前月たる昭和五四年三月三十一日まで継続していたのであるから、昭和五四年七月一七日の救済申立は適法であり、昭和五四年度の賃金についても、同様に、昭和五四年四月の査定に基づいて昭和五五年三月三十一日まで継続した不当労働行為について同年七月二二日なした救済命令は適法である。

従って、除斥期間についての原告の主張は採用できない。

第二 本件一の命令

一 基本給

(一) 昭和五三年度賃金改定における組合員、非組合員の全体的比較

(イ) 次の事実は当事者間に争いがない。

昭和五三年三月一五日、参加人が原告に対し昭和五三年度賃金引上について要求書を提出し、数回の団体交渉を経て同年七月八日に協定書の調印があり、これに基づく参加人組合員一三名中一二名の賃金が別紙昭和五四年(不)第五号命令書写添付別表1(以下「本件一命令別表1」という)のとおり決定され、昭和五三年四月分から支給された。これに対し、原告会社従業員一七〇名のうちの非組合員中、勤続三年以上の男子、勤続四年以上の女子でB賃金体系、C賃金体系に属する前同命令書写添付別表2(以下「本件一命令別表2」という)の「氏名」欄に略号で記載された者の基本給額が同表「基本給」欄の金額に決定された。

(ロ) 原告は、本件一命令別表1掲記にかかる組合員の基本給と比較すべき非

組合員の基本給につき別表 2 のとおり抽出したことが妥当でない主張するので検討する。

不当労働行為の存否を見分けるにつき意味のある全体的な比較というのは、組合員、非組合員の全員を機械的に並べてみるというのではなく、年令、勤続年数、職種など共通の要素を有するものを典型的に選び分類して比較することであるが、原告会社において組合員は従業員一七〇名の一割にも満たない一三名であるから、細かい分類をして比較することはできない。原告会社では年令によって賃金体系を ABCD と分類しているのであるから(このことは当事者間に争いが無い)、救済申立の対象となった組合員と同じ賃金体系に属し、ほぼ同じ勤続年数の非組合員の基本給を比較の対象とするのが妥当な方法というべきである。

そこで被告による抽出の具体的内容と比較の結果を見るに、証人 Y2 の証言により真正に成立したことが認められる甲二八号証によると、B 賃金体系に属する非組合員は男一三名、女三二名であり、その基本給が男は八万四〇〇〇円乃至一二万二〇〇〇円、女は七万九〇〇〇円乃至一〇万四〇〇〇円となっていること、男のうち勤続年数三年以上の者は本件命令別表 2 の「氏名」欄 1、D、6 の三名(このうち「1」は甲第二八号証に「I」と表示された者と同一人である)のほか、勤続年数三年、四八才、基本給九万六〇〇〇円の者(甲第二八号証の氏名「3」)が存するのみであること、女のうち勤続年数四年以上の者は、右別表 2 掲記のほか四名、即ち、勤続年数、年令、基本給につき、五年・三一才・八万四五〇〇円(甲第二八号証の氏名 P)、四年・二二才・八万二〇〇〇円(同 V)、七年・二三才・七万九〇〇〇円(同 L)、六年・四二才・一〇万四〇〇〇円(同 76)であることが認められ、右別表 2 記載の氏名 1 の者は証人 Y2 の証言によれば販売実績が高く特別の処遇を受けている者と認められるからこれを除外し、抽出から漏れた右の者を加えて組合員と非組合員を比較したとしても別表 1 と別表 2 とを比較した場合に比し差異があるとは認められないから、別表 2 の抽出方法が妥当性を欠いたものとは云えないし、組合員の基本給が全体的に非組合員に比し低額に差別されている事実を認めることができる。そして、その差別を受けなければ組合員が支給されるべき基本給の金額は本件一の命令に示されたとおりであるということができる。

(二) 組合員の勤務成績

証人 Y2 の証言により真正に成立したものと認められる甲第一および第二号証、弁論の全趣旨により真正に成立したものと認められる甲第三ないし第八号証、第一二ないし第一四号証、証人 Y2 の証言、弁論の全趣旨によると、X1、X2、X11、X3 につき昭和五二年三月乃至六月を中心に、服装の乱れ、職場離脱、勤務中の私用電話など勤務態度に問題があり仕事の能率が悪い旨記載した上司の報告書が作成され、原告においてはこれら組合員につき成績不良の評価をしていること、右の X1 と X2 が原告主張のような譴責処分を受けたこと、X1 と X3 が紳士服キャンペーンセールで販売数皆無であったこと、X3 が上司に反抗

的態度をとったことが認められ、また右の Y2 の証言中に、従業員の昭和五三年度における基本給は前年度の売上成績を基に人事考課によってその金額を定めた旨の証言部分があるから、X1 と X3 の基本給が九万八〇〇〇円、X2(同人は転勤拒否をして、昭和五二年六月一七日から昭和五三年一〇月二七日まで指名によるストをした)の基本給が九万六〇〇〇円と決定されたことはこれら理由によるものと推認される。

しかし、弁論の全趣旨によると、譴責処分を受けた者や紳士服キャンペーンセールにおける売上高皆無は非組合員の中にも相当数いたこと、昭和五三年七月二日の団体交渉において原告代表者が参加人に対し賃上に関し人事考課しない旨述べたことも認められるから、前記認定のような事実が基本給に差を設けるほどの勤務成績不良にあたることは認められない。

C 賃金体系に属する X11、X12 についてみるに、弁論の全趣旨により真正に成立したものであることが認められる甲第九ないし第一一号証、第五六および第五七号証、証人 Y2 の証言によれば、右兩名につき原告において仕事の能率が低く勤務態度が悪いとの評価をしていることが認められる。しかし、証人 Y2 の証言により真正に成立したものであることが認められる甲第四一号証の二によれば、原告会社の賃金規定では C 賃金体系における基本給の決定要素につき「職務の保有する労働困難性、経営からみた労働価値および職種の需要供給度であり、職種の変動ない限り原則として賃金の変更はない」と規定していることが認められ、その趣旨と前記認定にかかる団体交渉の際の原告代表者の述べたことを勘案してみると、右兩名につき、本件一命令別表 2 の氏名 F の非組合員と比較して基本給につき一万円低くする程の勤務成績の差があるとは認められない。

次に、女子従業員につき、原告は、労働時間が午前九時三〇分から午後六時三〇分迄となっているから、午前九時二五分に出勤して更衣し、退社は午後六時三分以降となるのが通例であるのに、組合員女子は出勤が午前九時三〇分、退社午後六時三〇分であるとして出勤状態がよくない旨主張する。

原告代表者本人尋問の結果により真正に成立したものであることが認められる甲第九三三号証の一ないし九、第九四号証の一ないし五、第九五号証の一ないし一一、第九六号証の一、二によれば、X7、X4、X9、X10 の出退勤時刻を示す昭和五〇年三月、四月のタイムカードには退社時刻一八・三〇と打刻されているものが随所に存することが認められる。

しかし、証人 X5 の証言によれば、原告会社経営にかかる店舗の開店は午前九時五〇分、閉店は午後六時一五分であって勤務時間内の更衣が否定されているわけではないと認められるから、組合員以外の多数の女子従業員が午前九時三〇分以前に出勤して同時刻までに制服に着替え、午後六時三〇分以後に私服に着替えて退社しているからといって更衣を勤務時間内に行った組合員を勤務状況不良と評価することはできない。

証人 Y2 の証言により真正に成立したものであることが認められる甲第七五および第七六号証、第七八ないし第八一号証によれば、昭和四九年一二月から

約一年間におけるタイムカードの集計に、X5 が遅刻一七、欠勤一〇、X6 が遅刻七、欠勤三、X8 が遅刻八、欠勤九、X9 が遅刻一、欠勤三、X10 が遅刻一三、欠勤七、X4 が遅刻〇、欠勤三と記録されていることが認められるが、これらの欠勤、遅刻が他の非組合員に比し一般的に多いということを確認するに足る証拠はなく、昭和五三年度の基本給につき、X4 を本件一命令別表 2 の氏名 f の者と、その他の女子組合員を一律に同表の氏名 u、w という最下位の者と同列に扱う程に勤務成績の差があるとは認められない。

(三) 原告代表者の組合に対する態度

原告会社が青森市に本店、弘前市に支店を有し、昭和五八年八月現在における従業員数約一七〇名であること、参加人組合は昭和四九年一二月二日に弘前店の従業員を主体に結成され、昭和五八年八月現在の組合員数が一三名であることは当事者間に争いが無い。

成立に争いのない甲第六二号証、乙第三四および第三八号証、丙第一号証、原本の存在と成立に争いのない甲第二二号証、第二五ないし第二九号証、証人 Y2 の証言により真正に成立したものであることが認められる甲第三〇ないし第三八号証、第五〇号証、弁論の全趣旨により真正に成立したものであることが認められる甲第五二および第五八号証を総合すると次の事実が認められる。

参加人組合は賃上要求その他の待遇改善を求めて原告と団体交渉し、要求が容れられないとストライキ、店外でのチラシ配布、街頭宣伝をするなど強く派手な行動をした。昭和五〇年一月中旬頃、青森店従業員約四〇名を主体にゼンセン同盟紅屋商事労働組合(以下「第二組合」という)が結成され、労使協調の立場で穏健な活動をしたため、参加人組合は第二組合とも対立するようになった。

原告代表者は、救済命令申立事件における第八回審問において、参加人組合の活動、組合員の言動につきそれが原告会社の存立そのものと相容れないものである旨陳述した。

原告は、組合員である X2、X1 に対し、仕事上の一過性の誤りに対してまで文書による注告書や警告書を発し、X11、X1、X3 に対し特定商品販売期間中における販売成績不振についても文書による注告書を発した。

原告は、参加人組合員と第二組合員とに夏季手当支給額で差別取扱をしたとの理由で被告から救済命令を発せられたのを始めとして五回にわたり救済命令を発せられ、参加人組合の X5 執行委員長、X4 書記長に対しなした懲戒解雇が不当労働行為に該当する違法なものであるとする青森地方裁判所弘前支部の判決も受けた。

参加人組合の組合員数は当初三五名と、或いは一〇〇名とも云われ判然としないものの、昭和五一年七月に七〇名位いたのが同年一二月には約三〇名、翌五二年一〇月には二〇名位と短期間に大きく減少し、前述のように一三名に至ったものである。これに対し、弘前店勤務の非組合員たる従業員は昭和五三年において四五名、翌五四年において六六名、昭和五五年において七〇名位と推定される。

これら認定事実によると、原告代表者が参加人組合を嫌悪していることが推認される。

(四) 不当労働行為該当

以上認定したように、参加組合の組合員につき原告が決定した基本給の金額が全体として非組合員の場合に比し低くなっていること、組合員の勤務成績が全体的に非組合員より不良であるとはいえないこと、使用者たる原告代表者が参加人組合を嫌悪していること、の各事実が認められるのに対し、基本給につき差別を設ける合理的理由を認め難いから、右の差別はこれらの者が組合員であることを理由としかつ組合に対する支配介入を目的としてなされたものと推認するのが相当である。

そこで、被告が救済命令において基本給の差別是正を命じ命令記載の金額の支払を命じたのは妥当である。もっとも、女子組合員の場合、救済命令で支払を命じた金額が年令、勤続年数の面から本件一命令別表2の非組合員の場合と対比してみると逆にならざる結果になるかのような感もあるが、X7を除いていずれもレジ係を経験したことから推察されるその職務能力からみると、これをもって非組合員以上の優遇を命じる違法な命令ということとはできない。

二 役職手当

(一) 昭和五三年七月八日の協定書調印後、本件一命令別表1のとおり決定された組合員の賃金で組合員中役職手当の支給を受ける者が皆無であり、これに対し、非組合員中勤続三年以上の男子、勤続三年以上の女子で本件一命令別表2に抽出されたB賃金体系の男子三名、女子一五名のうち男子三名全員、氏名「10」を除く女子三名に、男子は二〇〇〇円又は三〇〇〇円、女子は二〇〇〇円の役職手当が支給されることとなった事実は当事者間に争いがない。

証人 Y2 の証言により真正に成立したものであることが認められる甲第二八号証、第四一號証の二、原告代表者本人尋問の結果、弁論の全趣旨によると、昭和五三年度において B 賃金体系に属する非組合員の男子は一名、女子は二名であって、この男子のうち右の三名を除くその余の者には役職手当は支給されず、また女子は右の三名のほか更に二名が役職手当支給の対象となっていること、原告会社の賃金規定では、役職手当は主任以上の地位にある者に支給されるもので、主任二〇〇〇円、係長三〇〇〇円というようにその地位に応じて定められた金額を支給するものとされていること、右の支給を受けている非組合員はいずれも主任又はそれ以上の地位に任命されている者であること、が認められる。

(二) 前掲甲第二八号証、原本の存在と成立に争いのない乙第二一號証、成立に争いのない乙第六三號証、原告代表者本人尋問の結果によれば、原告会社においては主任以上の者を役付者とし、その昇任の条件として、会社の経営方針を理解し経営意識を持っていて部下に対する統率、指導力を有することを掲げ、昇任の選考にあたっては年令や勤続年数にとらわれずに右条件と勤務成績を重視しているため、現実には勤続年数を経た者から多く選任される結果となることが多いが必ずしもそうではないことが認められる。

原告が他の同種業者と熾烈な競争に曝される大型小売店舗経営者であることに鑑み右認定事実をあわせ考慮すると、主任以上の地位は、従業員の能力、経験に応じて均等に昇格し得るその処遇のための地位ではなくて、企業の指揮管理系統のもとにおける役職に属すると認めるのが相当である。そうすると、従業員中のいずれの者にこれらの地位を付するかは企業運営の責任を負っている者の裁量に委ねられるべきであって、その結果、全く同一の勤続年数、年令、勤務成績を有する者が二名以上いても、そのうちの一人のみをこの地位に昇任させ他の者はこれをさせないということもあり得るわけである。

- (三) 原本の存在と成立に争いのない乙第五二号証、成立に争いのない乙第五四および第六〇号証によれば、参加人は被告に対する救済命令申立て当初は基本給の是正のみを求めていたが後に X1、X2、X3、X4 の四名について主任の役職手当相当金として各二〇〇〇円宛の支払を求める旨に申立内容を追加したこと、その理由としてこれらの者と役職手当の支給を受ける非組合員を勤続年数で比較すれば両者は同水準にあるから右四名にも役職手当を支給すべきであるとの趣旨を主張したことが認められ、これにつき被告は、役職に就任させることの査定について原告の方でその合理性を疎明しない以上は、勤続年数からみて右四名を就任させないことが組合員であることを理由とする差別にあたること認定したうえで役職手当の支給を命じたのである。

しかし、原告会社における主任以上の地位の性質が前述のようなものであるから、組合員をこれらの地位に昇任させないことが不当労働行為に該当するというためには、当該組合員が他の昇任した者と比較して前記昇任資格の具備につき劣っていないことの積極的事実が認められなければならない、これが認められた場合でも救済命令においてなしうるのは組合員であることを理由に昇任につき差別してはならないことを一般的に命じるのが限度であり、各個人につき具体的に一定の地位に昇任せしめるよう命じることは企業の人事権を侵害するものであって労働委員会の裁量の限界を超えた違法なものというべきである。昇任を命じないで昇任した者と同一の役職手当の支給を命じることも給与規定に反する行為を命じることになるから同様に許されないと解する。

従って、本件一の命令中、X1、X2、X3、X4 につき役職手当の支給を命じた部分は違法である。

第三 本件二の命令

一 基本給一般

- (一) 次の事実は当事者間に争いが無い。

原告が昭和五四年度以降適用すべきものとして定めた新給与規定においては、四〇才以下の者に適用される A 給与体系と四一才以上の者に適用される B 給与体系とがあり、A 給与体系の基本給は年令給、職務職能給、教育給を合算したものであって、このうち年令給と教育給は学歴、年令により自動的に決定されるが職務職能給は人事考課に基づく職務職能給の表(本件二の命令の別表 1)の格付に応じて決定される。また、一定の役職に就いたもの又は特定の職種で働く者には職責手当(本件二命令の別表 2)が支給されることとなっている。

昭和五四年度の職務職能給の内訳、金額は本件二命令別表 1 のとおりだが、昭和五五年度は賃金改定により四級が廃止された。

昭和五四年度賃金改定に関する昭和五四年七月一五日の協定書調印後、本件二命令別表 3 記載の組合員の職務職能給が同表該当欄記載のとおり決定され、これに対し同別表 4 「氏名」欄記載の非組合員の給与が同表のとおり決定された(ただし、氏名「23」の年令給、職務職能給、「30」「V」「10」「W」の職責手当を除く)。

昭和五五年度賃金改定に関する昭和五五年七月一二日の協定書調印後、本件二命令別表 5 記載の組合員の賃金が同表のとおり決定され、同別表 6 「氏名」欄記載非組合員の賃金が同表記載のとおり決定された(ただし「I」「28」「72」の職責手当、「30」の等級、職務職能給、職責手当、「K」の職務職能給を除く)。

- (二) 成立に争いのない乙第七号証によれば、職務職能給は、販売職、生鮮職、事務職の四級一号三万円が最低で、二級が一号の三万四〇〇〇円から一〇号の三万九四〇〇円まで六〇〇円の号差、一級が一号の三万七〇〇〇円から一五号の四万八二〇〇円まで八〇〇円の号差をもって定められ、その上位に主任職が一号の三万七〇〇〇円から一五号の五万一〇〇〇円まで、フロアー主任が一号の三万九〇〇〇円から一五号の五万五八〇〇円まで、商品担当マネジャーが一号の三万九〇〇〇円から一五号の六万一四〇〇円まで、フロアー長が一号の四万円から一五号の六万二四〇〇円まで、課長が一号の五万五〇〇〇円から一五号の八万〇二〇〇円までというように定められていること、職責手当は、初級、中級、上級と等差をつけて車両職八〇〇〇円ないし九〇〇〇円、生鮮職五〇〇〇円ないし七〇〇〇円、主任職三〇〇〇円ないし五〇〇〇円、フロアー主任五〇〇〇円ないし七〇〇〇円、担当マネジャー職五〇〇〇円ないし七〇〇〇円、フロアー長職一万六〇〇〇円ないし二万円、課長職二万二〇〇〇円ないし二万八〇〇〇円と定められていることが認められる。昭和五五年度において、職務職能給の最低が三万二〇〇〇円と改定されたほか、職責手当も最低が一万円となったことは当事者間に争いが無い。

これによると、主任職以上の地位に昇格しなければ給与規定上四万八二〇〇円を超えた金額の職務職能給は支払えないし、車両職または生鮮職(これは、証人 Y2 の証言によれば肉類、魚、野菜の生鮮三品を扱う職種と認められる)に従事するか主任以上の地位になれば職責手当は支払えないものであることが認められる。

- (三) 証人 Y2 の証言により真正に成立したものであることが認められる甲第二九号証によれば次の事実が認められる。

昭和五四年度は、非組合員の男子従業員二〇名中、主任以上の地位にあるもの一二名、主任職であり乍ら職責手当の支給されない者二名、主任職でない二級であるが車両職のため職責手当の支給を受けている者一名あり、勤続年数三年以上の者は一名を除いて主任以上の地位に就いている。非組合員の女子従業員四六名中、主任以上の地位にあるもの一七名でこれらはすべて職責手当の支給を受けており、右役職に就かない二級、一級の各一名が生鮮職のため職責手

当を受けている。そして勤続五年以上で主任以上の地位に就かないのは一名のみである。

昭和五五年度は、非組合員の男子二六名中主任以上の地位にあるもの一三名、勤続年数三年以上で主任以上の役職に就かない者は二名いるのみである。

非組合員の女子四四名中主任以上の地位にある者一九名、役職に就かないが生鮮職で職責手当を受けている者二名いる。そして、勤続六年以上で主任以上の役職に就かない者二名いるのみである。右役職に就かない者については、勤続年数が多くなるに従って三級から二級、一級と昇格している。

(四) 前記認定事実に徴すると、A 給与体系に属する組合員の年令給を除いた給与において組合員は非組合員より全体的に低額に位置付けられていることを認めることができる。

(五) 組合員の勤務成績

証人 Y2 の証言により真正に成立したものであることが認められる甲第四五および第四六号証、前出甲第四七号証、弁論の全趣旨により真正に成立したものであることが認められる甲第五四、第五五、第六〇および第六一号証によると、原告は、X2、X1、X3 に対し、仕事上の誤り、非能率の事実を指摘して警告書か注意書を発し、始末書を徴したり減給処分に付した事実のあることが認められ、証人 Y2 の証言、弁論の全趣旨によると原告は組合員全員を非組合員に比し勤務成績不良と評価している事実が認められるが、警告書等に指摘された右組合員の仕事上の誤りが組合員のみ特有のものとは認められないし、原告代表者の組合に対する嫌悪の感情が組合員に対する勤務成績の評価と無関係ということはできないから、組合員の勤務成績が非組合員に比し給与の格付の面で差別し得る程に劣っている事実は認めることができない。

(六) 原告代表者の組合に対する態度

本件一の命令についての前記認定のとおり、原告代表者が組合を嫌悪していることが昭和五四年度および昭和五五年度においても変りないことは弁論の全趣旨により推認できる。

(七) 不当労働行為該当

昭和五四および五五年度についても、給与において組合員が全体として非組合員に比し低くなっており、組合員の勤務成績がかかる低額に格付される程に劣っているわけではなく、原告代表者が組合を嫌悪していることが認められるから、組合員の右両年度における基本給は組合員であることを理由としかつ組合に対する支配介入を目的として低額に決定されたものであると認めるのが相当である。

二 主任以上の者に支給さるべき職務職能給並びに職責手当

(一) 原告会社の給与規定において主任以上の役職に就かない者の職務職能給が一級一五号の四万八二〇〇円をもって上限とすること、右役職に就くか車両職、生鮮職に従事する者以外には職責手当が支給できないことは前述のとおりである。

証人 Y2 の証言、弁論の全趣旨によると、昭和五四年度および五五年度にお

いて救済命令の対象とされた組合員はいずれも主任職以上の役職に就いていないし、生鮮職の X1 を除くその余の者が車両又は生鮮職に従事していないことが認められる。

- (二) 被告が救済命令において格付を命じたところをみると、昭和五四年度における X1、X2、X3 の職務職能給、X1 を除くその余の対象者の職責手当、昭和五五年度における X1、X2 の職務職能給、X1 を除くその余の対象者の職責手当が前記限度を超え、主任職以上の役職に就いている者に支給されるべき金額の支払を命じていることが明らかである。

いずれも成立に争いのない乙第五五、第五六、第六一および第六二号証によれば、参加人は被告に対する救済命令申立において当初は組合員を主任以上に格付してそれに相当する賃金引上をなすことの命令を求めたが、後に、基本給の引上のほかに職責、資格、技能各手当相当金の支払を命ずるよう求めることに改めたことが認められ、これにつき被告は、各人につき金額を示してその職務職能給、職責手当を支給するように賃金の格付を命じたものである。

- (三) 証人 Y2 の証言により真正に成立したものであることが認められる甲第二九号証、原告代表者本人尋問の結果によると、昭和五四年度および五五年度において主任以上の地位にある者は非組合員総数の半数に満たず、勤続年数の長い者が多く任命されるが必ずしもそうでないことが認められるし、原告会社における主任以上の地位の性格は前記本件一の命令につき認定したとおりであるから、格付を命じるということが主任以上の役職に就かせしめてこれに相応する給与の支給を命じる趣旨であれば役職昇任という原告会社の人事に介入することとなるし、役職に昇任させないで昇任させた場合と同じ給与の支払を命じる趣旨であれば原告会社の給与規定に反する給与支払を命じることになるのであって、これはいずれも被告の裁量の限界を超えた違法なものというべきである。

そこで、昭和五四年度分につき、X1、X2、X3 の職務職能給のうち四万八二〇〇円を超える部分、X1 を除くその余の対象者に対し職責手当の支給を命じた部分、また、昭和五五年度分につき X1、X2 の職務職能給のうち四万八二〇〇円を超える部分、X1 を除くその余の対象者につき職責手当の支給を命じた部分はいずれも違法である。

第四 結論

以上認定したところによると、原告の本訴請求は、本件一の命令につき X1、X2、X3、X4 につき役職手当を支給する格付とこれに基づき支給されるべき金員および昭和五三年四月以降の各支払期日から完済まで年五分の割合による金員の支払を命じた部分、本件二の命令につき、昭和五四年六月一日にさかのぼり、X1、X2、X3 の職務職能給につき四万八二〇〇円を超えて格付を命じた部分と X1 を除くその余の対象者につき職責手当支給の格付を命じた部分、昭和五五年六月一日にさかのぼり X1、X2 の職務職能給につき四万八二〇〇円を超えて格付を命じた部分と X1 を除くその余の対象者につき職責手当支給の格付を命じた部分並びにこれに基づく金員と昭和五四年六月又は昭和五五年六月の各支払期日から完済まで年五分の割合によ金員の支払を命じた部分の取消を求める限度で理由があるから認容し、その余は失当として棄却するこ

とし、訴訟費用(参加によって生じた費用を含む。)の負担につき行政事件訴訟法七条、民事訴訟法八九条、九二条および九四条に従い、主文のとおり判決する。

青森地方裁判所民事部